諸外国における付加価値税の概要

（2025年１月現在）

		日本	ＥＣ指令	フランス	ドイツ	スウェーデン	英国
施行		1989年	1977年	1968年	1968年	1969年	1973年
納税義務者		資産の譲渡等を行う事業者及び輸入者	経済活動を独立して行う者及び輸入者	経済活動を独立して行う者及び輸入者	経済活動を独立して行う者及び輸入者	経済活動を独立して行う者及び輸入者	事業活動として財貨又はサービスの供給を行う者で登録を義務づけられている者及び輸入者
非課税対象		土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉 等	以下の品目を非課税とすることが義務付けられる。 土地の譲渡（建物新築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉 等	土地の譲渡（建物新築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉 等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉 等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉 等	土地の譲渡（建物新築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、 金融・保険、医療、教育（私立学校を除く）、郵便、福祉 等
税率	標準税率	10%（注２）	15%以上	20%	19%	25%	20%
税率	ゼロ税率	なし	以下の品目にゼロ税率を適用することが認められる。 食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、医療機器、旅客輸送、太陽光パネル 等（注３）	なし	太陽光パネル 等	なし	食料品、水道水（家庭用）、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、新築居住用建物の譲渡（土地を含む）、障害者用機器 等
税率	輸出免税	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引
税率	軽減税率	酒類・外食を除く飲食料品、定期購読契約が締結された週２回以上発行される新聞 ８％（注２）	以下の品目に軽減税率を適用することが認められる。 食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、医療機器、旅客輸送、太陽光パネル 等 ５％未満（注３） 上記に加えて宿泊施設の利用、外食サービス、スポーツ観戦、映画 等 ５％以上（注３） （２段階まで設定可能）	旅客輸送、宿泊施設の利用、外食サービス 等 10% 食料品、水道水、書籍、スポーツ観戦、映画 等 5.5% 新聞、雑誌、医薬品 等 2.1%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用、スポーツ観戦、映画 等 ７％	食料品、宿泊施設の利用、外食サービス 等 12% 新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、スポーツ観戦 等 ６％	家庭用燃料及び電力 等 ５％
税率	割増税率	なし	割増税率は否定する考え方を採っている。	なし	なし	なし	なし
課税期間		１年（個人事業者：暦年 法人：事業年度） ただし、選択により３か月または１か月とすることができる。	１か月、２か月、３か月または加盟国の任意により定める１年以内の期間	１か月（注４）	１年	１か月（注５）	３か月（注６）

（注１）上記は、各国における原則的な取扱いを記載。

（注２）日本については、10%（標準税率）のうち2.2%、８％（軽減税率）のうち1.76%は地方消費税（地方税）である。

（注３）EC指令においては、従来、ゼロ税率及び５％未満の軽減税率を否定する考え方を採っていたが、令和４年４月の改正により、加盟国間の平等な取扱いを確保すべく、特定の品目についてゼロ税率及び５％未満の軽減税率が認められた。

（注４）課税売上高及び付加価値税額が一定額以下の場合には、１年の課税期間を選択することができる。また、付加価値税額が一定額以下の場合には、３か月の課税期間を選択することができる。

（注５）課税売上高見込額が一定額以下の場合には、３か月または１年の課税期間となる。

（注６）課税売上高見込額が一定額以下の場合には、１年の課税期間を選択することができる。また、申請等によって１か月の課税期間を選択することができる。